

議案第17号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年板橋区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の6第1項、第2項、第3項、第6項」を「第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「職員及び」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年板橋区条例第6号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

第15条第1項第1号中「職員及び」を「職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

(提案理由)

配偶者同行休業に伴う代替職員の採用又は任用に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。